

#### 第4回 中間市水道事業あり方検討委員会 議事録要旨

開催日時 令和2年9月28日(月)16時30分～18時30分

開催場所 中間市役所 別館3階 特別会議室

出席者(委員) 行事和美 近藤春生 松木孝史 美谷薫 宮野俊明 武藤淳

(中間市) 環境上下水道部長、上水道課長、

上水道課管理係長、上水道課施設係長、上水道課事務担当、

㈱松尾設計

(事務局)

本日はご多忙のところ第4回中間市水道事業あり方検討委員会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。それでは委員会を開始いたします。

まずはお手元にお配りしている資料の確認をいたします。A4用紙、本日の委員会次第、委員名簿、前回からの継続質問内容、A3用紙の新日本有限責任監査法人と左上に書いてあるもの、A3用紙の綴り、前回第3回の委員会時にお配りしたものと同一のもの(注:単独経営 各ケースの総合比較、統合前提 各ケースの総合比較)になります。最後に第3回委員会の議事録要旨になります。お手元に資料はお揃いでしょうか。

それでは議事を進行いたします。委員長、議事の進行をよろしく申し上げます。

(委員長)

みなさんこんにちは。第4回という大詰めの段階だと思います。よろしく申し上げます。それでは議事に入ります。

1点目、前回から指摘があった事項です。「継続の質問内容」について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

事務局より再度、前回の不足説明をいたします。今日お配りした資料の、A4サイズ「前回からの継続質問内容」をお願いします。質問内容として、『第3回委員会資料「単独経営各ケースの総合比較」の7ページ目の新日本有限責任監査法人が算出した、2040年度の(注:水道料金の)推計値の算出根拠を教えてください』という質問でした。新日本有限責任監査法人が福岡県内の水道事業体の20年後の水道料金を試算したものを記載しました。最上段が現在の水道料金の状況です。中間市は一番左側の黒枠内に記載しています。今現在2020年の水道料金が2,260円。これは使用量20m<sup>3</sup>で計算しています。中段の黒枠内に、新日本有限責任監査法人の20年後(注:2040年度・令和22年度)の水道料金の試算値で2,757円という試算結果を掲載しています。20年後には22%

ほどの値上げが試算されています。この算出方法と金額（注：20年後の試算水道料金2,757円）がどのくらい信憑性があるのか、という質問でした。

これについて調べたものを、今回新しく提示した左上に「新日本有限責任監査法人」と書いている資料に記載しています。

その結果、この推定の条件は

- ・この推計は収支面に着目して推計しているため、個別事業体の資産債務等の財政状態の変動については推計の前提に織り込んでいません。
- ・水道統計の最新版である2015年度の建設改良費実績を起点として、以降の更新投資額を推計しています。
- ・2015年度の減価償却費実績を起点として更新投資需要の増加見込みから減価償却費を推計しており、大規模建設事業に伴う償却負担の今後の推移については推計に織り込んでいません。
- ・用水供給事業からの受水単価、受水水量等の変動は織り込んでいません。

というものです。

つまりこの試算値には今後の浄水場の大規模改築や事業統合に向けた集中投資、用水供給の受水単価などは含まれていません。

新日本有限責任監査法人は2040年度には22%の料金改定を試算しています。しかし、今回事務局が提示したケース1・ケース2では2040年度の水道料金は（削除）円、（削除）%の値上げを予定しています。これは、事務局の試算には「大規模建設工事が含まれている」ためです。浄水場の新設、用水供給事業の受水単価等もケース2には含まれています。それらを全て除き通常の配水管等の更新事業だけで計算したところ、資料には記載していませんが（削除）%の水道料金の値上げと試算されました。これは（注：新日本有限責任監査法人の試算結果）22%の値上げとあまり変わらないため、新日本有限責任監査法人の計算は信憑性の低いものではないと考えています。前回からのご質問への回答は以上です。

最後に「3事業体以上の連携の場合はそれに関わる事業が補助金の対象になるが、ある市町村では2事業体の事業統合した際にも補助金を受けた事例があるようです」との連絡をいただきました。これについて調べたところ、令和2年度水道事業実務必携では「平成26年度以前に採択された連携（注：事業統合）では、2事業者でも補助対象になる」ようですが、平成26年度以降の採択では2事業体でも対象となる補助事業は見受けられません。よって他都市での2事業体の統合での補助事例は平成26年度以前に採択されたものではないかと推測されます。

（委員）

私もこの点（注：新日本有限責任監査法人による水道料金の将来予測）を思い出して推計の資料を見たのですが、おそらく事務局の説明どおりだと思います。中間市のよう

に建設改良の事業をしていないと当然減価償却の金額はどんどん落ちていきます。一方で自治体Aは大きな事業を継続的にしているでしょうから、減価償却費が横ばいで推移し、比率をかけると中間市に比べ減価償却費が増える。ところが（注：中間市の様に減価償却額が）減っている金額に比率をかけても大きな額にはならないので、費用に実際には大規模建設改良事業が予定されていても、それが反映されない。そのため減価償却額は下がりぎみになり、全国的な推計の数字では低めに推計される、と理解しています。

（委員）

統合での補助金について確認です。「3 事業体以上の統合でなければ補助金はもらえない」となっていますが、そこは「2 事業体でももらえる」とおっしゃったのですか、それとも「（注：2 事業体の統合では補助金は）もらえない」ということですか。

（事務局）

水道実務必携では、「平成 26 年度以前に採択されたものは 2 事業体でも良い」と受けとれる文言がありました。平成 27 年度以降の採択にはそのような文言が削除されているため、2 事業体では補助金はもらえないと認識しています。

（委員）

一応補足ですが、現在の国の交付要綱では明確に「3 事業体以上」ということになっていますので、「2 事業体では対象とならない」ということになります。

（委員長）

ありがとうございます。他いかがでしょうか。前回の質問の回答についてはこの形でよろしいですか。

（委員）

確認ですが、「新日本有限責任監査法人の推計値は大きく間違っていない」というご意見だったと思います。しかし、この推計には工事の大規模改良が含まれていないため、現状中間市においては大規模建設工事を含める必要があり、新日本有限責任監査法人の推計値よりはかなり高い「20 年後に（削除）円・（削除）%の水道料金の値上げになる」という理解でよろしいですか。

（事務局）

その通りです。

（委員）

修繕費はその他の費用に入りますが、老朽化が進むとそういう費用も増えていくため、（注：水道料金の値上げ率）（削除）%というのも正しいか分からなくなる。中間市の場合は新日本有限責任監査法人の推計は甘い数字だろうと思います。

（委員）

それでは、自治体 A の（削除）円は、あながち見当違いの数字ではないという理解でよろしいですか。

（事務局）

他の水道事業体のことであり正確なことは分かりませんが、自治体 A は中間市よりも優れた（注：配水管改良工事）年次計画を作成していると思います。また、母体（注：中間市水道事業よりも多い給水人口）の違いもあり、この試算料金はかけ離れた数字ではない、と思っています。

（委員）

自治体 A は導送配水管で管路延長は約 3,100km くらいだったと思います。年間に 10 億円、20 億円の費用を費やしても数 10km しか更新できない。だいたい全て更新するのに 100 年かかかる。そういった形で施設規模を考えれば、自治体 A は現時点では料金は低い方だと思いますが、その費用を捻出するに「今後それなりの値上げが必要なのではないか」と思います。

（委員長）

とりあえずこの件はここまでにして先へ話を進めさせていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは検討ということで、前回、資料のまとまったものを、こちらが望んでいた形で作っていただきまして議論が進んできた、と記憶しております。

「自由に意見をだしますか」、それとも「論点出し」の方がよろしいですか。

前回「ケース 4 の早急に自治体 A との統合を進めるというのはかなり現実味のない数字ではないか」という議論だったと記憶しています。ケース 1-2、ケース 2-2 をみると、中間市の単独経営は「経営は可能であるが料金の面では（注：参照 単独経営の資料の 5 ページ目）、結構な値上げ金額になっていくだろう」という中で、比較的その当りが無難なのがケース 3 です。しかし、仮にケース 3 においても「いろいろな課題がありそうだ」というようなあたりでした。よって、「具体的に一つに落ち着いたというわけではなく議論が終わった」と記憶しています。今日はその当りを詰めて、「結論としてケースの順（注：各ケースの序列）をつける」ことは厳しいのかもしれないが、大まかな方向性として中間市の水道事業のあり方で、「このあたりを目指す方が良いので

はないか」というあたりまでは話を導きたいと考えています。

早速ですが、そのあたりも含めて前回の続きになりますが、4つのケース、ケース1-2・ケース2-2とケース3・ケース4について、みなさんからご質問やご意見を伺っていきたいと思います。

(委員)

本委員会では上水道について扱っています。ただ利用者の立場では水道料金を考えたときに上水道・下水道をひとつの自治体が行っている場合は、当該水道事業体が使用水量をチェックして上水道料金・下水道料金を請求する形だと思います。今回上水道について事業体の統合等の方向で進めていったときに下水道事業はどうなりますか。水道事業はそれぞれ個別にエリアで運営していくのか、それとも下水道事業も(注：水道事業と)同じ方向で自治体Aと統合と考えているのですか。

(委員)

近隣の統合事例もあるようですので、他自治体の状況も含めて説明してください。

(事務局)

当委員会はいくまでも水道事業に限った話ですが、下水道料金は水道事業が上下水道料金を併せて徴収しています。水道事業が統合・連携するからといって、必ずしも下水道事業が連動しているわけではありません。今現在、下水道事業は県の流域下水道という形で鞍手町、中間市、水巻町、遠賀町が一緒になっています。その中で下水道事業が上水道事業のように広域連携を行う、という話は把握していません。今回提示した資料はいくまでも「水道事業の事業統合や単独経営」と考えています。

(委員)

遠賀町の状況はどうですか。

(委員)

下水道事業については、事務局が言われたようにそれぞれ1市3町で流域下水という形で行っています。それぞれ単独で料金設定をしています。下水本管を北九州市につながない限り統合はできず中間市、遠賀町、鞍手町、水巻町は書類上ひとつになっていますので、北九州市との統合はあり得ないと思います。

(委員)

そうすると下水道の使用水量は事務委任のような形で中間市にお願いしているのですか。

(委員)

水道使用量を中間市に確認してもらい、水道使用量で遠賀町の下水道条例に基づいて算定しています。徴収は上下水道併せて徴収していただいている状況です。

(委員)

下水道の使用水量については一般的に水道の使用料と見なすので、それはデータでいただくような感じですか、もしくは料金の計算とか徴収まで全部一括で中間市にお願いしている感じですか。

(委員)

上下水道料金の計算は、上水道は中間市で、下水道はデータをもらい遠賀町で計算を行っています。それを合わせて中間市に徴収委託をしています。

(委員)

経営はそういうふうに分離していますが、業務的には委任や委託等で基本的には一緒にすることが多いと思います。上水道事業を統合したから下水道事業もセットで統合するわけではなく、仕事のやりくりはできる感じだと思います。

(委員)

仮に上水道を事業統合しても下水道そのものは下水道事業のために、将来にわたって中間市や遠賀町に残るということですね。

(委員)

残るといふことになれば、配置される人員はかなり少ない中で人を育てながら続けていかなければならない、という状況になるということですか。

(事務局)

上水道の職員のことですか。それとも下水道の職員のことですか。

(委員)

上下水道の中で職員は完全に別になるのですか。

(事務局)

料金は委託料をいただき水道料金の中に下水道料金も含めた形で徴収しています。しかし職員は上水道課職員、下水道課職員で別々のものです。

(委員)

自治体によって上水道だけ対応する課、下水道だけ対応する課、両方とも対応する課もあります。今の発言で重要なところは、上下水道の技術交流は中間市ではされていないのですか。

(事務局)

中間市では上水道課・下水道課間の人事異動はほとんどありません。基本的に何年かごとに上・下水道課を交代で異動する職員はいません。

(委員)

こういった水道の事業統合は「料金面で得になる」ことが各種推計で出てきています。しかし、平成の合併のときには中間市は合併しませんでした。今後地域の生き残りを考えたときに自治体 A と事業統合すると、「自治体 A 以外との（注：市町村）合併を考えた時に、これ（注：水道事業の事業統合）が足かせにならないのか」と気になるところです。中間市の地域づくりにしても水というのを全面に出そうとしているように伺えたので、中間市で水道事業を行っていないということがイメージ的にマイナスにならないか、というのが懸念材料として感じています。

(委員)

中間市で水道事業を経営するメリットは数字だけではない部分もあるのではないかと、ということですね。

(事務局)

本市自体がそれほど資源のある自治体ではありません。また広い街でもありません。その割に大きな遠賀川が流れています。そういった意味で水は数少ない資源であり、現状で水を作れる状況（注：水道事業を運営できる機能、職員が存在する状況）のなかで水道事業体を行わないというのは、さみしいというのが職員の実情ではないかと思えます。しかし、経営や水道料金に関しては、大きな水道事業体の中に入ることも一つの手法ではないかと思えます。

(委員)

今のところで気になった点は、「水を作れる状況にあるのに」という話がありました。逆に単独経営を続けることのデメリットというか小規模な水道事業体の課題で、「技術の継承、職員の育成等は単独経営を行うと難しい」という話もあったかと思えます。現時点ではこういった対策を行っているのですか。

(事務局)

2020年度現在、職員は確保できていますが、2009年以降新規に上水道課に技術系の職員は配置されていないため、2040年代まで事業を続けていくと職員が不足してしまうのではないかと考えています。内部的な話として「委託業務をすれば良い」という話もありますが、特に一般会計部門へ異動する職員がいた場合、今後単独経営を維持するのであれば、何年かおきに新規採用あるいは新しい職員・若い職員を上水道課に配置していかなければ現状の職員だけでは間に合わないという危機感もあります。

(委員)

中間市の水道事業は独自採用ですか。

(事務局)

独自採用ではありません。

(委員)

人事異動の中で人員がうごくということですね。そういった点も中間市位の給水人口の事業体だと課題があると思います。政令市規模でも技術継承はものすごく難しいと言われており、昔の方は感覚で仕事をしているため、若手職員が3年ごとに異動すると技術が受け継がれなくなることがあり、よく問題になっています。ずっと異動のない方は経験で漏水等の異常が分かりますが、若い人たちはできない。技術継承をどうするのか、ICTなどを導入する事例もありますが、中間市の規模では、いろいろ難しいところがあるのだらうと思います。施設も老朽化してくるため、昔の機械を扱うのも経験が必要であり、そのあたりも論点としてある気がします。

(委員)

ケース2-2、ケース3はいずれにしても自治体Aから受水を受けるということで、このケース2-2とケース3については不確定要素が大きいことが気になるところです。

(委員)

今のご意見で不確定要素というのは、金額的な面ですね。

(委員)

そうですね。受水単価が決まっていない中でシミュレーションをしているため、1<sup>m</sup>³当たり10円・20円違っただけで大きく変わってくる気がします。逆に安くなるのならメリットになります。



(委員)

そのあたりは何度か事務局から説明があったと思いますが、不確定の不確定具合合いを、もう一回説明してください。

(事務局)

受水単価に関しては、自治体 A の担当者と話をしたことがあります。「自治体 A の条例で規定している (削除) 円/㎡を超えることはありません。」というお答えしかいただけないため、その単価になると今現在、西部浄水場の配水量が 6,000 ㎡/日なので、年間の受水費が (削除) 円くらいになり、逆にもう少し下がり (削除) 円くらいであれば受水費 (削除) 円。(削除) 円/年くらい違います。10 年経つと (削除) 円の差が出ることになります。先ほどの御発言のように「不確定要素の中の不確定な部分」だと思っています。自治体 A とは実務者レベルの話しかできておらず、「(削除) 円/㎡を超えることはありません」というような返事しか、いただけていないということが実情です。

(委員)

今のシミュレーションはもう少し現実的な金額で作っているということですね。

(事務局)

はい。(削除) 円/㎡の想定です。他に受水されている水道事業体の決算報告書に「何㎡受水し受水費の金額はいくらです」という書き方をしています。そこから「このくらいにまでは受水費が下がるのではないかと、中間市で勝手に試算した金額です。

(委員)

「勝手というか、ある程度は根拠をもって他事業体の事例から想定した」ということですね。

(委員)

今の関係ですが、(注：自治体 A の条例で規定された上限値) 受水単価 (削除) 円/㎡で算定した場合には、中間市の水道料金はどの位になりますか。条例で (削除) 円となっているため、その場合でどの程度差があるのか、どちらが得なのか確認していなければなりません。他の条件はこの様だからと交渉し、うまくいかなかった場合は中間市に結局返ってくる(注：時間を費やしただけで、施設の老朽化や財政問題の対策が先延ばしになる)。

(委員)

受水単価（削除）円／ $\text{m}^3$ でのシミュレーションはありますか。

（事務局）

数字を確認する前に、（削除）円／ $\text{m}^3$ で計算すると単独のケース 1 と比較した場合、比較にならないほどケース 2 の条件が悪くなります。（削除）円／ $\text{m}^3$ でしか買えないようであればケース 1 の方が圧倒的に有利になるため、「受水費が（削除）円であれば連携はできない、という判断に至る」ということで良いのではと考えます。

（委員）

それについては、計算しているということですか。

（事務局）

数字はありますが、手元には用意していないので、後日提出させていただきます。

（委員）

よろしくをお願いします。話の前提が違くと、結論を出したときに我々の責任が出てきてしまうため、よろしくお願いいたします。

（委員）

今の関連で、受水単価（削除）円と（削除）円はどういう単位のものなのですか。（削除）円と（削除）円でそんなに違いがあるすれば結果で大きな違いが出るため、（削除）円／ $\text{m}^3$ での試算結果を出していただきたいと思います。

もう一つは、自治体 A は今の時点で（削除）円を上回らないと言われていますが、長期的にみると値上げをする可能性はないのですか。（注：自治体 A も人口減少・施設の老朽化等で）全体的に大変な状況になってくると考えられるため、そうなったときに今の時点では「（削除）円を上回らないという話なのか、将来少なくとも我々が生きている間は（削除）円を超えることはない」ということなのか教えていただきたい。

（事務局）

自治体 A が水道料金を値上げすれば、（注：現行の規定より）受水料金も上がると理解しています。

（委員）

値上げする見通しでシミュレーションを作っているのではないですか。受水単価はトレンドか何かで（削除）円で一定で試算しているわけではないですよね。受水料金が上がることも想定してシミュレーションとなっていますよね。

(単独経営 各ケースの総合比較) 4 ページの左下に (削除) 円/㎡、(削除) 円/㎡、(削除) 円/㎡の仮定となっています。これでよろしいですか。

(事務局)

その通りです。令和 2 年度から令和 11 年度は (削除) 円/㎡、令和 12 年度から令和 21 年度は (削除) 円/㎡、令和 22 年度以降は (削除) 円/㎡で計算しています。

(委員)

受水量は 5,000 ㎡くらいですね。

(事務局)

日当たり受水量は 6,000 ㎡です。計算では受水費 (削除) 円/㎡であれば  
年間受水費 = (削除) 円/㎡ × 6,000 ㎡ × 365 日になります。

(委員)

先ほどの (削除) 円の差がそれだけ年間で掛け合わせると差が出るということですね。

(委員)

計算すると年間 (削除) 円。10 年分で (削除) 円です。

(委員)

かなりそのあたりは致命的な数字ですね。そうすると先ほど言われたように (注: 受水単価が未定なことは) 大きな不確定要素になります。そのあたりをどう理解するか、どう捉えるかで結論も大きく変わってくる可能性があります。個人的には受水量の差もあるかもしれませんが、「水道用水供給を行う事業者が受水団体に対して料金の差をつけることはない」と思います。それについては仮定の話ではあるので、そういうこと (注: 受水自治体間で受水単価に差を設ける) はあり得ることですか。

(委員)

特に企業団を設けて対応している場合、一律㎡当たりいくらということを決まっています。格差を設けているということは、あまり聞いたことがありません。自治体 A がこれまでどうしたか分からないので何とも言いようがないですが、条例上は格差をつけることができる条文だと思っています。

(委員)

ありがとうございます。今までの話の中で、正式な自治体 A の態度は一定の協議に入

らないと聞きだせない。事務的な戦略があるということも分からなくはないので、そのあたりも含めて（注：受水の是非が）どうかということですね。結論に關係する話になるため、「条件を付したうえで意見を出さざるを得ない」と思います。

事務局側での試算に基づく限りではこういう方向が良いのではないかと、という言い方で担保を付けさせてもらう形になると思います。

（委員）

受水単価の話ですが、（単独経営 各ケースの総合比較）4 ページで令和 11 年度までは（削除）円／ $\text{m}^3$ 、令和 21 年度までは（削除）円／ $\text{m}^3$ 、それ以降は（削除）円／ $\text{m}^3$ と書かれていますが、（削除）円／ $\text{m}^3$ が現状における上限ということですね。令和 12 年度からは（削除）円／ $\text{m}^3$ が（削除）円／ $\text{m}^3$ に値上げするという予測値ですね。その場合（削除）円／ $\text{m}^3$ だとケース 1 の方が得という結論に変更はないのですね。

（事務局）

はい、変更ありません。

（委員）

今までと話が変わりますが、広域連携の相手方は自治体 A 以外の選択肢はあるのですか。

（事務局）

物理的には（注：広域連携の相手は）自治体 A です。しかし、自治体 B とも連携・材料等の貸し借りの連携も可能ではないかと思えます。水の直接の融通は難しいかと思えます。自治体 B は近く物理的に言えば自治体 B と連携もあり得るのではないかと思えますが、配水管の状況や施設の老朽化等の状況を把握していないため、現状では回答できかねます。遠賀町と接している自治体 B は、配水管の末端同士が隣接しているかたちで連携を行うと、中間市と自治体 A と同じような問題で大きな配水管への投資が必要ではないかと思われます。3 事業体の名前を挙げましたが、連携を考えれば自治体 A しかないと思えます。

（委員）

そのあたりはオプションとして考えているかどうかということだったのですが、実質的には厳しいということですね。中間市が単独経営を続けるか単独経営が厳しいようであれば、相手方としては隣接する自治体 A が選択肢として限られてくるということですね。

(委員長)

1時間程度経ちましたので、休憩に入りたいと思いますけど、事務局としてもう一回委員会があるとして、今日どのあたりまで議論をしたほうが良いと思いますか。仮に次回に答申を固めるのであれば、どの程度の議論の進度を求めていますか。

(事務局)

4個のケースのうち、すべてのケースの回答というより「このケースを選ぶのであれば、このようなことに気をつけていただきたい、もしくは考えていただきたい」というかたちで話を進めて頂ければと思います。特に最後の第5回目の委員会の時に結論を1つのケースに絞らなくても、そういったかたち(注：各ケースを選んだ場合の留意点をまとめる)でまとまるのではないかと考えています。よって、今回は各ケースの中で「これは絶対に避けるべき」というものがあれば抽出していただきたいと思います。

(委員長)

我々も「最終的にひとつ選ぶ、ということではない」と思いますが、「ある程度選択肢を狭めていき、残った選択肢のどういうところが留意点として指摘できるのか」ということを有識者の立場からコメントする、ということが答申の落としどころだと思います。「どのケースが良い」ではなくて「このあたりが厳しいのではないか」や「こういった点が他のケースに比べて点数が高い」など、そういうことを休憩のあと議論したいと思います。

----- 休 憩 -----

(委員長)

時間になりましたので、再開したいと思います。引き続き資料に関してご質問やご意見はありますか。

(委員)

ケース 3-2 の西部受水+唐戸一部改修で、赤字で書いてある箇所ですが、仮に(注：経営統合が)令和19年度からで自治体Aが水道料金の値上げをしていない場合、ここでは(削除)円/m<sup>3</sup>と試算しています。単価を(削除)円/m<sup>3</sup>とすれば(削除)円/m<sup>3</sup>を起債償還に充当できることになっています。これには(削除)円で西部浄水場給水エリアが受水することになっています。ここで(削除)円/m<sup>3</sup>の差も出てくるだろうし、このあたりの試算をもう一度お願いしたい。それと前回、私が質問したケース3ですが、

15年先、20 m<sup>3</sup>/月として水道料金シミュレーションをしています。償還開始の令和19年度に、(削除)円から(削除)円に値上げするシミュレーションをしていますが、1ページ目に「料金改定への理解を得る必要がある」というふうに書いています。しかし、「本当に理解が得られるのか」と思います。私は前回も発言しましたが「厳しいのではないか」と思います。1割値上げするだけでも大変なのに、(削除)近く値上げすることになっています。償還期間が終わったら(削除)円になるので我慢してほしい、という話にはならないのではないかと思います。

(委員)

2点質問がありました。1つ目は供給単価の問題。2つ目はケース3の料金の上げ幅が極端なところがある、という点です。2つ目は関しては、(注：料金を事前に段階的に値上げし)均していくのではないかと、という意見があったと思います。

(事務局)

1点目は自治体Aが値上げしていない場合は自治体Aの供給単価は(削除)円/m<sup>3</sup>です。受水単価との(削除)円/m<sup>3</sup>の差で、(削除)円という計算は中間市が自治体Aから受水する受水単価の想定金額です。今のまま自治体Aが料金値上げをしなかったことを想定して今回の表を作成しているため、料金の差で公営企業債の償還を進めることであり、ここが一緒ではないと思います。

(委員)

ケース2の場合はなぜ(削除)円/m<sup>3</sup>で試算しているのですか。ケース2とケース3は一緒ではないですか。

(事務局)

ケース2はあくまでも単独経営を維持しているため、公営企業債の全額償還はありません。ケース3は統合を前提に、中間市の料金と自治体Aの料金の差分を公営企業債の償還に充てる方法で、料金差が大きいほど公営企業債の残高がより多く減ります。中間市の方が料金値上げした状態から自治体Aに対して負担金という形で払っていくものです。

ケース2-2に関しては自治体Aの水道料金とは無関係で、受水費の(削除)円だけが関係するため問題はないと思います。

補足ですが、ケース2に関してはあくまでも単独経営を続けます。当初の自治体Aからの受水単価(削除)円/m<sup>3</sup>です。ケース3は令和18年度に事業統合をおこなうと公営企業債の償還ができないため、経営統合の期間を設け公営企業債を償還するというものです。経営統合期間中に自治体Aと中間市の水道料金の格差で残った公営企業債を償

還する方法です。自治体 A の水道料金は現在（削除）円、中間市水道事業は自治体 A よりも高い料金であるため、その差額で公営企業債の償還に充てるという方法です。

（委員）

西部浄水場配水エリアだけの受水にくらべケース 4 の全体を受水した場合に、これほど水道料金が高くなる理由はなぜですか。中間市水道事業すべてを経営統合して（削除）円/m<sup>3</sup>でもらうほうが償還は早く済むのではないですか。

ケース 4 は 5 年後に統合するケースですが、唐戸浄水場も廃止し完全統合が 15 年先となる、完全統合で（削除）円/m<sup>3</sup>で買えれば総合的には（削除）円/m<sup>3</sup>違うわけですから西部浄水場の配水量だけで 6,000 m<sup>3</sup>/日で一気にスケールが大きくなる（削除）円の差というのは大きいのではないですか。

（委員）

もう一度質問します。ケース 3 の場合は経営統合まで西部浄水場配水エリアの受水を併用する。そして 15 年先に経営統合を行い公営企業債の償還後に事業統合。これは受水量 6,000 m<sup>3</sup>/日の想定ですね。ケース 4 はいきなり 5 年後に経営統合するという話ですが、経営統合を西部浄水場配水エリアも唐戸浄水場配水エリアも同時に行い（削除）円の差額で、ケース 4 の 15 年償還にしてみたらそちらの方が非常に得じゃないですか。

（事務局）

（削除）円/m<sup>3</sup>というのは自治体 A の水道事業が住民に対しての金額であり経営統合が完了し最終的に中間市・遠賀町内の住民がこの料金に移行します。受水とは中間市が自治体 A の水道水を買うということです。ケース 4 の方が「事業統合し自治体 A の水道料金になるまでの期間は短い」のですが、短期間で自治体 A と経営統合できる状態にまで施設の更新等を行わなければなりません。短期的に多くの費用をかけている分、公営企業債の償還に時間がかかってしまうという形になっています。（削除）円/m<sup>3</sup>と（削除）円/m<sup>3</sup>の差とは、自治体 A の供給単価と中間市の想定受水単価の差であるため違う問題になってくると思います。

（委員）

今言われている（削除）円/m<sup>3</sup>というのは自治体 A の水道料金の単価ですね。20 m<sup>3</sup>あたり（削除）円ですから（削除）円/m<sup>3</sup>になるということですね。それは自治体 A と事業統合を行えばその水道料金になります。中間市が給水区域に入り完全に事業統合がなされれば、その水道料金になるが、まずは事業統合までにコストがかかる。それが追い切れるような金額ではないということですね。

(事務局)

完全に事業統合を成し得たときに、自治体 A と同じ料金になります。しかし経営統合の期間は自治体 A と料金差を設けており、自治体 A の料金になっているわけではありません。その料金差で中間市が抱えている公営企業債残金を償還し、償還完了後に自治体 A と同じ水道料金に移行する（注：経営統合状態から事業統合を行う）というかたちです。経営統合の期間が短ければ短いほど料金差を高く設けなければ公営企業債の償還ができません。ケース 4 は経営統合の期間が短いいため負担が大きい（注：自治体 A との料金差が大きく水道料金が高い）というかたちになっています。

(委員)

それでケース 4 を 15 年先の目標（注：15 年後に経営統合を行う）にした場合はどうなるのですか。

(事務局)

ケース 4 は「浄水場設備の改良も何も行わず、短い期間で自治体 A との事業統合まで行う」方法で、ケース 4 を長引かせることは大量の老朽施設を何も更新しないということで、そのような（注：老朽化に起因する大規模な断水の）危険をおかせないためこういうかたち（注：5 年後に統合する）になりました。

(委員)

今後、答申の着地点で、市長の諮問の内容がケースに限らず、「あり方ということでは何が一番いいのか」と考えた場合、広域についてはいろいろと国の支援策が充実されています。それには先ほど発言があった「3 事業体での統合が条件」がありますが、補助金等を活用すればかなり料金が下がります。補助金の活用を目指した方向で何かできないのか、と考えています。「どことどこの統合」ではなく、「財政支援が最大限活用できるように今の国の基準に基づいた統合を目指すべきである」など、そういったところを答申書に書かなければ（注：最も料金が上がらない中間市水道事業のあり方は）見えないのかなと思います。

水道料金は、住民の方は今かなり安い状況だと思います。しかしこれから値上げしていくことは当然といえば当然で、全国平均は月 3,000 円/20 m<sup>3</sup> くらいです。国も補助金は水道料金が平均金額以上でなければ対象としない等の面もありますので、「料金の上げ方も答申で踏み込めないか」と思います。どういう風になるかによっていろいろケースが出ていますが、「このケースが一番良い」というものは（注：答申書の書き方として）ベストではないと思っています。事務局から示されたケースはこうであると書きますが、「一番有利というか料金体系があまり高くない方向は統合である」等そういった形で進めていただければと思っています。



(委員)

先ほど3事業体以上という話でしたが、そのあたりの緩和等の要望は出てきているのですか。

(委員)

以前は2事業体でも(注:補助事業として)採択されていましたが、国はなるべく広く広域連携をさせようという事だと思います。事業体の規模を大きくして経営基盤を高めるといった目的がありますので、今のところそれを緩和するという話は聞いたことはありません。

(委員)

自治体Aは段階的に連携を増やしている状況ですので、そこをうまく使ったりするような論理の組立は難しいのですか。

(委員)

おそらく水道基盤強化計画に記載されないといけないと思います。例えば計画で自治体Bだけでなく自治体Aも含めれば補助対象になると思います。

(委員)

「こういった事を書き入れたほうが良いのではないか」という視点でお話いただき大変助かるご意見だったと思います。

(委員)

(注:各ケースの)優劣はつけないにしても、何を基準に良し悪しを判断するかというのは厳しいと感じます。仮に水道料金の事であれば、「一部のケースでは特定の期間で急激に上がるため料金を均すようなことは制度の縛りの中でしたほうが良い」と考えるべきと思いました。ただケース1とケース2、ケース3とケース4の比較はできても、(ケース1・ケース2)と(ケース3・ケース4)の比較はなかなか難しいのではないのでしょうか。

(委員)

ケース1、ケース2、ケース3、ケース4の中から1つを選ぶのは難しいという中で、中庸な当りで「こういうところを目指すのが良いのではないか」という風に答申書をまとめるイメージを持っています。

市長からの諮問の内容を確認しますが、

1. 水道事業の将来的な位置づけとあり方に関する事
2. 経営改善と経営形態の確立に関する事
3. その他

の3点になります。

将来的な位置づけとあり方は、これまでの内容としては今までのやり方では経営が厳しく、「完全に単独経営を維持することは、やはり厳しいと予想される」ということ。そのあたりが結論としてまとまると思います。そして「あまりに慌てて（注：統合や用水供給事業の受け入れ等の広域連携を）行うことも市民への影響は大きすぎる」という点も、ある程度共有できていると思います。

今の点は将来的な位置づけとあり方に関する事です。

2点目の経営改善と経営形態の確立に関する事は難しいのですが、先ほど発言があったように「今の料金水準では厳しいのではないか」という点。料金の水準からみると「サービスと負担のあり方という点を検討する時期にきているのではないか」ということ。このあたりはある程度共有できると感じています。

先ほど「ケース1・ケース2と、ケース3・ケース4の比較はできるがそれを格付けるのは難しい」と言われましたが、そのあたりもうまくまとめられれば良いと考えます。「完全な単独経営を続けるということは、事業体のあり方としては厳しそうだ」あるいはケース4は、「早急に行うことは厳しそうだ、というあたりで近隣の事業体との何らかの連携は進めなければいけないのではないか」というかたちになります。その際は、最大限国の補助制度などを活用し「市民の経済的な負担をなるべく軽減する」等のかたちで話がまとまると思います。

答申の書き方はいろいろパターンがありますが、こういうふうには書かないといけないということはないので、今言ったあたりの議論を進めていく感じでどうかと思います。

(委員)

「単独経営を継続する」ケース1・ケース2と、「水道事業を他自治体に任せる」ケース3・ケース4を比較することは難しいとのことですが、事務局としては方向性をどちらかに決めてもらわないと先に進まない、ということはないのですか。

(委員)

今の話では、「我々の（注：答申でのまとめるポイントが）このあたりという共有している部分（注：現状での委員会の結論）がととてもぼんやりしている」ため、そういうことで果たしていいのだろうかと思っています。中間市側が（注：委員会から）そういう結論を出されたときに、その先に（注：委員会の答申を参考にして）進むかどうかということですね。

(事務局)

今回委員会で、貴重な参考意見を頂いています。結論が導かれる過程やその理由なども大切にいただきたいと思います。「必ずしも(ケース1・ケース2)のグループあるいは(ケース3・ケース4)のグループのどちらかを選んでいただきたい、そうでなければ中間市はその先に進まない」ということではありません。ひとつひとつのご意見をいただきたいと思いますというスタンスです。

(委員)

ケース2とケース3の間のもを念頭におくと、ケース3の表現を利用すると、15年先の(注:統合)目標ではなくて40年先の(注:統合)目標というように考えると、令和19年度からの(削除)円/m<sup>3</sup>程度の急激な値上げはもっと抑えられる話に計算上はなるかもしれません。しかし、結果として経営統合の期間が20年続くとすると、将来的には近隣と連携、統合せざるを得ない。そのタイミングが(注:極端な例として)20年後なのか・今なのか・40年後なのかという論議にまた落ちてしまう気がしています。「経営統合の期間がずるずると20年も続く、ということは難しい話なのか何とかこなせる話なのか」という感覚的な懸念があります。

(事務局)

根拠はありませんが感覚的に申しますと、住民の立場では「20年後に自治体Aの水道料金になります」と言われても「(注:水道料金で自治体Aと格差を設けている経営統合の期間が)長い」と言われると思います。他都市で「3年から5年後に水道料金の格差をなくします」との文言が出たときも「(注:水道料金に格差を設けている期間が)長い」ということで、経営統合の期間を短縮したという話を聞いたことがあります。それが「1年から2年後でも長い」と考える住民もいれば、『「(注:水道料金で自治体Aと格差を設けている期間を)5年後の統合と予定していた場合において、3年間に短縮した場合でも、「その3年間でも長い」と言われる住民の方もいると思います。ですから、20年後あるいは40年後に「自治体Aの水道料金になるという計画」は感覚的に「(注:水道料金で自治体Aと格差を設けている経営統合の期間が)長い」と言われるのではないかと思います。

(委員)

現状の中間市水道事業の決算状況は言葉が悪いです、「儲かったようにみせている決算」になっています。これは単に設備投資の更新が追いついていないため「減価償却費が高くなっていない」というイメージです。しかし蓋を開けてみると、「明日にでも(注:老朽施設を)更新しないと、いつ水が止まる(注:老朽施設・設備の故障・破損により水道水を供給できない状況になる)か分かりません」というヒリヒリしているよ

うな感覚を水道事業のみなさんはお持ちになっているようです。しかし一方で、決算では「儲かっていること」になっている。利益が出ているのではないかと。そうすると「明日にでも水道料金を値上げしないといけない」ということを捉えたときに、「先に値上げをしないとお金が足りないということが現状だ」と認識しています。

来年から水道料金の値上げをしたいという理由をつけないと議会に上程できない。「何をしないといけないので値上げしたい」ということを答申書に残さなければ、これまで委員会で審議したことの重大なメリットが出てこないのではないかと考えています。

(事務局)

水道料金の値上げは決められているわけではありませんが、決算が黒字だとなかなか値上げしにくいものです。なぜなら、「儲かっている。儲かっているのになぜ値上げするのですか」という話がでてきます。「今回の水道料金の値上げは、将来設備投資をしなければならず、将来赤字にならないための値上げです」という説明になりますが、なかなかご理解をいただけないのではないかと思います。

これまで水道料金を抑えられていたのは、設備投資をしていないためです。特に浄水場関連設備が古く、浄水場の改良はあまり行っていません。そのため、現状で何とか黒字決算で値上げを行わずに済んでいます。黒字の幅も減ってきています。その点は私たちが説明しなければならぬと思います。しかし、やはり一旦決算が赤字になり、「その赤字額を補填するために値上げをさせてください」という説明の方が、理解を得やすいと思います。私たちの（注：水道料金値上げを理解してもらうための説明）努力の関係もありますが、委員のご指摘のとおりです。

(委員)

しかし赤字になれば、いろいろなところでまずいですね。最近の傾向として「これだけインフラの老朽化が世間に知れ渡った状況で、「中間市はこういう状況だ」ということを市民の方に説明する。理解されるかわかりませんが、そういった努力もせずですぐ値上げという話になったときに、「（注：水道料金の値上げの原因はインフラの老朽化に伴う改良費の増加ではなく）公務員の給料が高いから」というそういう話にすり替わってしまいます。よって、「早急に施設を改修しなくてはいけない状況です」ということを説明するうえで、「今までは何とか安い料金水準でしたが、今は、（注：財政状況が）非常に厳しい状態にあります」ということを説明する努力が必要ではないでしょうか。

先ほど事務局から「（注：水道料金の値上げは）赤字にならないと進めるのは難しい」というのは、行政の手法として疑問に思います。

(委員)

完全に単独経営を維持することは難しいというのは、ケース 1-2 は難しいというお考えですか。料金面だけみるとケース 2-2 のほうが住民の負担が大きいケースになります。(統合前提 各ケースの総合比較 3 ページ)

(委員)

料金面ではおそらく問題はないかもしれませんが、職員の体制や単独経営を維持した場合と同じサイクルで同じ危機(注: 40 年後に再び浄水場等の大規模改修に伴う経営方針の転換是非の問題)がくる、という話もあり、そういう中で「どちらかというところと広域連携」という話もでてきています。よって「(注: 国の補助金等) うまく使えるものは使ったほうがよいのではないか」と思います。

小規模な事業体は体制の面で一番厳しいと思います。そのあたりを踏まえると「ずっと単独経営ができればそれが個人的には好ましい」と思っています。住民に一番近い政府がサービスを担うというのは行政のあり方として重要な視点だと思いますが、一方で「安全安心な水道水を安定的に供給することを持続していくにはどうしたら良いのか」という視点も必要であり、その時に施設管理の問題は非常に重要になってきます。そのあたりを考えると今の規模(注: 給水範囲は中間市と遠賀町全域)はどうなのかというところで、「ケース 1 はケース 2 等と比べると持続性の面で厳しい」という印象を持っています。

(委員)

ただ持続面ではケース 2 でも同じことが当てはまります。そうすると将来的に先ほどの 40 年の長いスパンで、という話もでてきましたが、「いずれは統合していく方向で提案せざるを得ない」ということですか。

(委員)

個人的には統合というかたちかどういふ姿なのかは分かりませんが、「何らかのカタチで連携を強める、ということが必要」という印象を持っています。「ケース 1 は厳しい」と言ってしまったので、そういうところが出てしまったのかもしれませんが。

(委員)

そうするとケース 2-2 の良さも見えてきません。ケース 2-2 がケース 3 との優劣を考えた時に良さがみえてこない。ケース 1-2 の良い部分は「単独で自分たちで運営を行いながらある程度料金を抑えられる」ということだと思います。しかし、ケース 2-2 では「水道料金は高い、一部エリアは他事業体から給水を買わなければならない、不確定な要素も抱えながら運営し職員の育成も自分たちで行わなくてはならない」ため、ケース 2-2 は厳しいという印象をもっています。

(委員)

そのあたりはケース 1-2 とケース 2-2 を比較したときに、そういう面はあります。一方でケース 2-2 のメリットは「建設改良に関する費用がある程度抑えられる」というところです。料金への跳ね返りはケース 2-2 の方が厳しいですが、バックアップなど危機対応は「単独経営より連携を進めたほうがメリットがある」という印象です。

(委員)

危機対応の面では、非常事態の場合に水道水をある程度融通してもらえるような協定を結べないのですか。いざという時に助けてもらう、逆にこちらが助けるというようなケースがあるかもしれませんが、そういった協定を自治体 A と締結できないのですか。

(事務局)

すでに応援協定という形で中間市と北九州市と岡垣町で結んでいます。これは職員の応援も含んでいますが材料等の融通も含まれています。給水については、岡垣町と配水管が直結されていないため、給水タンクの提供等の形の応援協定を結んでいます。仮に配水管がつながれば一時的な水道水の応援給水は可能だと思います。

(委員)

そのあたりがあるため必ずしもケース 2-2 でなくても大丈夫ということですね。

(委員)

ケース 1 とケース 2 は「最終的には単独経営を維持する」ということですね。ケース 1 とケース 2 の違いは、資料(単独経営 各ケースの総合比較)では、1 ページ目の「当面必要となる施設設備費」でケース 1-2 では(削除)円、ケース 2-2 では(削除)円の費用が必要となり、その調達額を減らす方法(注:遠賀町エリアを自治体 A から受水することにより新設浄水場の規模を小さくし建設費を抑える)としてケース 2-2 が存在している、という理解で良いですか。

(事務局)

ケース 1 とケース 2 は最終的には単独経営です。西部浄水場の跡地に新浄水場を作ることは同じですが、建て替える規模が違います。

ケース 1 の場合は西部浄水場の今の敷地に西部浄水場と同じ規模の浄水場を建設し、その後に唐戸浄水場能力分を増築するというかたちで、中間市エリア給水分・遠賀町エリア給水分を合わせた浄水場を建設するプランです。

ケース 2 は、西部浄水場を廃止して自治体 A から西部浄水場分エリアの給水を受水

し、その後令和 10 年度から唐戸浄水場の施設規模の浄水場分（注：中間市エリア給水分）を西部浄水場跡地に建設するというプランです。建て替える浄水場の規模が違うため、投資額がケース 2 の方が低くなります。ケース 2 では自治体 A と配水管がつながるため、災害等が起これば遠賀町と中間市の一部地区で水道水の応援給水等をしていただけの形になっています。

（委員）

西部浄水場が今供給しているエリアをずっと自治体 A から水道水を受水するのではなく、いずれは再び中間市で「浄水処理から給水まで行う」というかたちに戻るということですか。

（事務局）

究極的には、ケース 2 はそういうこと（注：遠賀町エリアは自治体 A から用水供給事業を受けるが、将来的に再び中間市が給水を行う）になります。ただ令和 40 年度では、新設した浄水場の浄水処理能力では賄えないほどの給水人口であるため、自治体 A からの受水は継続している予定です。資料中のケース 2-2 では「自治体 A から用水供給事業の受け入れを解消する」とは記載していませんが、いずれは「自治体 A からの用水供給事業の受け入れを解消する」という認識です。

もう一点補足です。新設した浄水場の浄水処理能力で賄える程人口が減少したときに、受水を解消し「完全に単独経営に戻る」というものです。しかし、受水を受けるために自治体 A の配水管から分岐した配水管を自治体 A と接続したままにしておけば、災害時に応援協定に基づき応援給水をしていただけるため、水道水の安定供給という意味では「ケース 1 に比べケース 2 の方がメリットは大きい」という認識です。

（委員）

最後の議論では、ケース 1 もかなりメリットがあるようで、「ケース 1 とケース 2 では優位性にそれほど差がないのではないか」という認識でよろしいですか。

そうしますと、「まとめ」が難しくなりましたが、共有できた点は、「経営改善と経営形態の確立という面で、将来的に施設の現状等を考慮すると、住民の方への負担という問題を見直す検討が必要ではないか」というあたりは共有できる点としてよろしいですか。

---異議なし---

（委員）

今後の料金の平準化をはかるために、（削除）円規模の改修はしていかなければなら

ない。今後「単独経営の維持もしくは事業統合を行う」どちらを選択するにしても、「水道料金の値上げは必要です」ということを訴えれば、財政状況が黒字でも「料金改定の必要がある」という訴えはできるのではないかと思います。「昭和 57 年度から一度も水道料金の値上げしてない」ということは考えられない状況だと思います。

(委員)

明確に「値上げをしてください」というのは露骨なので、市民の負担のあり方については現況を考慮した場合、「見直しを考えないといけない時期にきている」というような、その当りを共有させていただくということによろしいですか。

(委員長)

今後の(注：中間市水道事業の)あり方をどうするかということですが、いろいろご意見が出て、まとめることが難しい感じです。この点は、事務局にこれまでの経緯等を踏まえたものを早急にまとめていただき、次回委員会までに委員のみなさんにメール等でやり取りをしながら意見の集約・修正を行う。そして次回の委員会で答申書案を議論する、という形で進めたいと思います。事務局はそういった体制で対応できますか。大丈夫ですか。

委員のみなさんはそういった形によろしいですか。

さすがに次回は答申を固める必要がありますので、もう少し議論を行い落としどころを作りたかったのですが、いろいろご意見いただきましたので事務局にこれまでのまとめを作成していただき、それに対して委員からご意見をいただき、集約する形でうまく修正し次回の第 5 回(注：最終回)までに委員のみなさんのご意見も反映した形での答申書案を作成したいと思います。みなさんよろしいでしょうか。

(委員)

長期財政計画、収支計画、アセットマネジメント(注：資産管理)、経営戦略の作成状況はどのようなのですか。

(事務局)

経営戦略に関しては今年度作成する予定です。少し取りかかりが遅れていますが、今年度末までに作成する予定です。

(委員長)

アセットマネジメントの整備は完全ではないと伺っていますが、大丈夫ですか。



(事務局)

アセットマネジメントは、今年度施設台帳の整備を進めています。そのシステムで関連があるアセットマネジメントへの整備を広げていきたいと思っています。現在アセットマネジメントに対応できる台帳システムを構築していますので、それを活用して整備を行います。

管路台帳は現行の配管台帳が最新状況への再構成が進んでいないため、情報更新を進めている状況です。

(委員)

固定資産台帳があれば(注：アセットマネジメントのタイプ) 2B(注：更新需要見通しの検討手法・簡略型、財政収支見通しの検討手法・簡略型)は作成できますね。

(委員)

タイプ3(注：更新需要見通しの検討手法・標準型)は作成してください。

(委員)

方針(注：答申書に盛り込む経営方針)の件は、それからということになりますね。いろいろ料金値上げの情報にしても更新計画等を前もってしっかり作成しておかなければ、とってつけたような数字で信用できません。その状況を聞いて、それらの件も答申の中に盛り込んだほうが良いと思っています。

(委員)

そのあたりは経営形態という事もあり、「情報管理も進め、今後の負担のあり方のための情報整理をするように」というようなことも答申書に盛り込んだ方が良いと思います。

(委員長)

未確定ですが次回までに事務局と委員のみなさまとやり取りを行いながら、次回最終的な答申案について議論ができるようにしたいと考えております。

その他、ということで委員のみなさま何かありますか。事務局の方からその他について、何かありますか。

(事務局)

次回開催日についてですが、今現在発表できる状況ではないため、近日中には委員のみなさまにメール等でお知らせいたします。

(委員長)

本日の議事はこれにて終了ということで、最後に事務局に司会をお戻しいたします。

(事務局)

本日は大変お忙しい中、議論いただきありがとうございました。これをもちまして第4回中間市水道事業あり方検討委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。